

現場フィールド活用型イノベーション推進事業 質問及び回答

2024年9月30日現在

No.	質問	回答
1	テーマ1について、【(別紙1から5) テーマの詳細 [PDF ファイル/2.05MB]】に記載の、「生産者が取得したデータを元に、アプリ等で生育状態が見える化する仕組みを構築」の”生産者が取得したデータ”とは生育データを指しているのでしょうか？それとも、めぐりログ等から取得した環境データを指しているのでしょうか？もしくは両方を指しているのでしょうか？	生産者が取得したデータとは、生育データを指しています。生育データは、具体的には「トマトやナスの茎の太さ、トマトの成長点から花の距離、ナスの葉の長さ」などが含まれており、生産者が手動計測し、ノートに記帳しているアナログデータです。 現時点では、環境データと生育データが連携されていません。今後は環境データと生育データを統合し、高度な分析が可能な
2	現場フィールド活用型イノベーション推進事業における「【テーマ1】ハウス内環境と植物生長の見える化」について、①開発するものはアプリに限定されるか、②データは提供してもらえるのか。③勉強会を開催して使い方を教えることを想定しているが、そうしたことはできるか。	①農家が簡単に操作できることが重要です。必ずしもアプリでなくても構いません。 ②現場での実証ではハウスの環境データや生育データを利用しますので、必要なデータは提供します。 ③農業者自らが簡単に操作できることが前提ですが、必要であれば勉強会等を行うことは可能です。
3	構想や打合せに参加した場合に係る人件費は事業費として請求できますか？	初年度は人件費のうち常勤雇用者の給与は対象となりません。業務に従事する補助者（アルバイト、パート）に係る賃金、諸手当及び社会保険料等の事業主負担分は対象となります。 なお、2年目以降は常勤雇用者の給与も対象となります。また、打ち合わせなど参加旅費については対象経費となります。
4	人件費が請求可能な場合、基準単価は給与や社会保険料等を含んだ全額を請求することができますか？（人件費の計算方法を教えて下さい）	人件費の計算方法としては、「補助事業等の実施に要する人件費等の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱ってください。
5	他の事業の事例では一般的に、構想から入る場合は、事前に人件費（時間あたりの単価）の計上方法を決め、その計上方法に従って経費を計上するようだが、この現場フィールドの事業でも同様に考えれば良いですか？	そのとおり。ただし、初年度においては、常勤雇用者の給与は対象となりません。
6	会社で設計を行う場合の人件費についてはどうですか？	会社で設計を行う場合も同様（上記に同じ）です。
7	社内で試作品を作成した場合の経費はどこまで認められますか。 例えば、依頼人から発注を受けた場合の請求費用【経費の積み上げ（職人の時間あたりの単価、資材費、電気光熱費等）+利益】と同等の費用が事業費として認められますか？	試作に係る開発のための経費が対象です。 ・職人の時間あたりの単価→人件費なので対象外です ・資材費→対象経費です ・電気光熱費→間接経費なので対象外です ・利益→利益は対象外です
8	試作品を作成するにあたり、上記の経費が大部分を占めるため、これらが認められないと外注費の比率がかなり高くなるのが想定される。外注費の上限は何%で設定されますか？	・外注費の上限の設定はありません。 ・委託（外注）を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとします。 ・事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めません。

※経費については「現場フィールド活用型イノベーション推進事業における導入・改良業務実施要領」の別表を参考にしてください